

文政十年詔 写

天保十年前後 杉百合之助

文政十年二月十六日

詔書

詔、徳を旌さざれば則ち勸善の道缺け、賞を致さざれば則ち報功の典は廃す。征夷
大將軍源朝臣、武四方を鎮め、文萬方に覃ぶ。久しく爪牙の職を守り、重く股肱の任
を荷ひ、黎民鼓腹の楽しみ有り、蠻夷猾夏の憂ひ無し。朝家益安けらく、海宇彌平ら
かなり。曩に、宮室を新たにし、規模古に復す。交政典を修め、祭祀廢れたるを興
す。其の徳宏大にして、其の功豊盛なり。已に武備の重職を極む、未だ文事の尊官を加
へず。今太政大臣に任ず、宜しく左右近衛府生各一人、近衛四人、隨身兵仗を賜はり、
式て不績を表し、普く天下に告げ、朕が意を知ら俾むべし。主者施行せよ。

用語解説

- ※詔書 仁孝天皇より將軍家齊に賜りたるもの。松陰の“家大人に奉別す”の詩にある「耳存文政十年の詔」はこれである。
- ※詔 二こうという書き出しの詔書は異例である。
- ※旌さざれば 二表さざれば、に同じ。
- ※源朝臣 將軍家齊（十一代將軍）
- ※爪牙の職 敵を防ぎ、君主を護る武人を草が爪牙という。
- ※股肱の任 二主君の手足となつて働く家来を言う。
- ※黎民鼓腹の楽しみ 二髪黒い人。人民をさす。鼓腹は民の生活が安樂で太平を楽しんで
いるさま。
- ※猾夏 二猾はさわがす。わが国をさわがすこと。
- ※今太政大臣に任ず 二生前、太政大臣に任ぜられたのは徳川將軍中ただ一人である。
- ※隨身兵仗 二貴人の護衛として朝廷から賜つたともびと。

吉田松陰の名文・手紙を読む【目次】ページへ戻る

吉田松陰.com トップページへ